

R REPORT

土地調査レポート

土地に関する情報のまとめ

対象地点 大田原市住吉町 1 丁目 5 付近



ハウスエステート七浦 七浦建設(株)

栃木県大田原市若草 2 丁目 1 0 5 9 - 1
0287-23-5645

<https://www.h-e-n.co.jp/>

「土地調査レポート」のご利用について

はじめに

本規約は、アットホーム株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する周辺調査レポート（以下「本レポート」といいます。）の利用に関して生じるすべての関係に適用されるものとし、なお、本規約において、「利用者」とは、当社が提供するサービスである「不動産データプロ」を利用し本レポートを取得する者を指します。また、「利用者の顧客」とは、利用者より本レポート又は本レポートにかかる情報の提供を受ける者を指します。

第1条（レポートの性質）

1. 本レポートは、公的機関等により公開されている情報及び国際航業株式会社（以下、「提供兼許諾者」といいます。）が提供する情報（以下、「基礎情報」といいます。）を整理し、まとめたものです。なお、基礎情報は、当社が提供兼許諾者より提供及び許諾を受けて本レポートの作成に利用するものであり、現地調査を行って作成したものではありません。よって、その性質上、内容が必ずしも確でない場合がありますので、以下の点に注意のうえ自己の判断に基づいてご利用ください。

- ①基礎情報の整備時点及び整備縮尺の違いやメッシュ処理による誤差等の理由により、指定地点の現況が十分に反映できていない場合があること。
- ②基礎情報には、過去に遡ってさまざまな地域で作成されたものが混在しているため、基礎情報の整備後の開発、あるいは被災等で、地形、土地条件、構造物、周辺建物等が変化している場合があること。
- ③本レポートは、あくまでも地理・地形的な要素に基づいて作成しているため、各種施設の整備状況や行政による施策・制限など、地形以外の要因で評価の内容が変わることも考えられること。
- ④行政コードによる集計に関する統計値は、提供兼許諾者が独自の按分推計処理を行っているため、他の機関等が提供するものとは異なっている場合があること。

2. 本レポートは、利用者又は利用者の顧客が必要とするすべての情報を含むことを意図したものではありません。

3. 本レポートに記載されているデータ等は、独自の情報源及び方法に基づき収集したものであり、行政機関を含む他の機関等が提供する同様のデータとは異なっている場合があります。

第2条（著作権等）

本レポートで表示又は出力される文章、画像、プログラム等のデータ、その他すべてのコンテンツに関する著作権等の権利は、当社、提供兼許諾者又はこれらのデータ等を当社若しくは提供兼許諾者に提供する第三者（以下、「権利元」といいます。）にそれぞれ帰属しています。但し、本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分のデザイン、文章、画像等の利用者が本レポートに追加掲載した内容に関する著作権等の権利は利用者に帰属します。

第3条（引用・転載資料について）

1. 本レポートでは、基礎情報の提供元（提供兼許諾者及び権利元をいい、以下本条において同様とします。）の出所を明示して引用又は転載した地図及び説明資料があります。
2. 引用・転載資料に関しては、書面であるか電子媒体であるかを問わず、基礎情報の提供元が著作権その他のデータに関する権利を有しており、本レポートに使用することの許諾のみを得ています。

第4条（遵守事項）

1. 利用者及び利用者の顧客は、次に定める行為を行ってはならないものとします。
 - ①当社、提供兼許諾者及び権利元の著作権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - ②本レポートの全部又は一部について、第三者に販売又は貸与する行為。
 - ③本レポートの全部又は一部について、利用者及び利用者の顧客以外の第三者に対して公開又は公衆送信する行為。
 - ④本レポートの全部又は一部について、宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠とする行為。
 - ⑤本レポートに含まれる出典元の記載を改変、削除等をする行為。
 - ⑥本レポートに記載されたシリアル番号を改変、削除等をする行為。
2. 利用者は、利用者の顧客へ本レポートにかかる情報を提供するにあたって、当社の事前の承諾なく、本レポートの内容の全部若しくは一部を翻案又は改変してはならないものとします（翻案又は改変の内容によっては、提供兼許諾者より許諾を得る必要が生じるため、利用者に対する承諾に時間を要する場合があります。当社に承諾を求める場合は時間に余裕をもってご連絡ください。）。なお、承諾にあたって当社が条件若しくは制限を付した場合には、これを遵守するものとします。
3. 利用者は、前項に基づいて翻案又は改変をする場合であっても、本レポートに含まれる数値、地図、図表、グラフ（これらの情報の出典元を含みます。）については、いかなる翻案、改変又は削除をも行ってはならず、また、これらの情報及び出典元の記載の近接の箇所に、本レポートに記載のシリアル番号を明示的に表示しなければならないものとします。

第5条（免責事項）

1. 本レポートは、情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の不動産の売買・賃貸借及び投資の推奨、勧誘又は申込みを目的としたものではありません。また、個々の利用者又は利用者の顧客のニーズや不動産売買・賃貸借・投資の目的、財務状況等を考慮して作成しているものではありません。
2. 当社、提供兼許諾者及び権利元は、本レポートで提供する内容について、その有用性、有効性、正確性、信頼性、最新性、網羅性及び利用者又は利用者の顧客が本レポートを入手する目的への合目的性をなんら保証するものではありません。
3. 当社は、本レポートを利用したこと、又は本レポートに依拠したことによる結果のいかなるもの（直接・間接の損失、逸失利益及び損害を含むがこれらに限られない）についても一切責任を負わないとともに、本レポートを直接・間接的に受け取るいかなる個人・法人に対しても法的責任を負うものではありません。
4. 利用者又は利用者の顧客は、本レポートに記載の地点にかかる不動産の各種取引を行うにあたっては、当該不動産及び近辺にかかる現況並びに行政機関等の第三者が提供する情報が必要に応じて自ら確認したうえで取引を行うものとし、本レポートに記載の情報のみを拠り所とし、これらの確認を怠ったことにより生じた損害については、当社、提供兼許諾者及び権利元は、一切の賠償責任を負わないものとします。
5. 本レポートにより提供したデータ、表、グラフの表示・表現・体裁・内容等は提供後に予告なしに変更されることがあります。その場合であっても、当社及び提供兼許諾者は本レポートに含まれる情報等を更新する義務を負うものではありません。
6. 本レポートの表紙が利用者オリジナルデザインの場合及び「ご挨拶」ページがある場合、その部分に関するすべての掲載内容は、利用者の責任において作成、掲載されたものであり、当社及び提供兼許諾者は内容の正確性・信頼性について、なんら保証をするものではなく、一切の責任を負わないものとします。

第6条（準拠法及び管轄裁判所）

この利用規約に関する準拠法は日本法とし、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2021年6月17日より適用します。

以上

土地に関する情報のまとめ

1		地震発生時のゆれやすさ	……………P1
		関谷断層 予測最大震度は、 震度 6 弱 です。	で地震発生時の
2		活断層	……………P2
		最も近くの活断層までは 約 15km です。	
3		液状化の可能性	……………P3
		液状化の可能性はありません。	
4		津波浸水深（南海トラフ巨大地震）	……………P4
		浸水時に想定される深さは - です。	
5		浸水の可能性	………P5～7
		標高は 約 213.4m です。	
		想定される想定最大規模の浸水深は - です。	
		想定される計画規模の浸水深は - です。	
		対象地点は - に指定されています。	
6		土砂災害の可能性	……………P8
		-	
7		災害レッドゾーン	……………P9
8		周辺の避難場所・避難所	……………P10
		 最も近い避難場所は 中央多目的公園 です。	
		 最も近い避難所は 大田原市民体育館、武道館 です。	
9		土壌汚染の可能性	(対象地点から半径1km範囲内) ……………P11
		土壌汚染対策法の 指定区域はありません。	
10		土地の履歴	………P12～13

※上記 1～7は、出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。

1

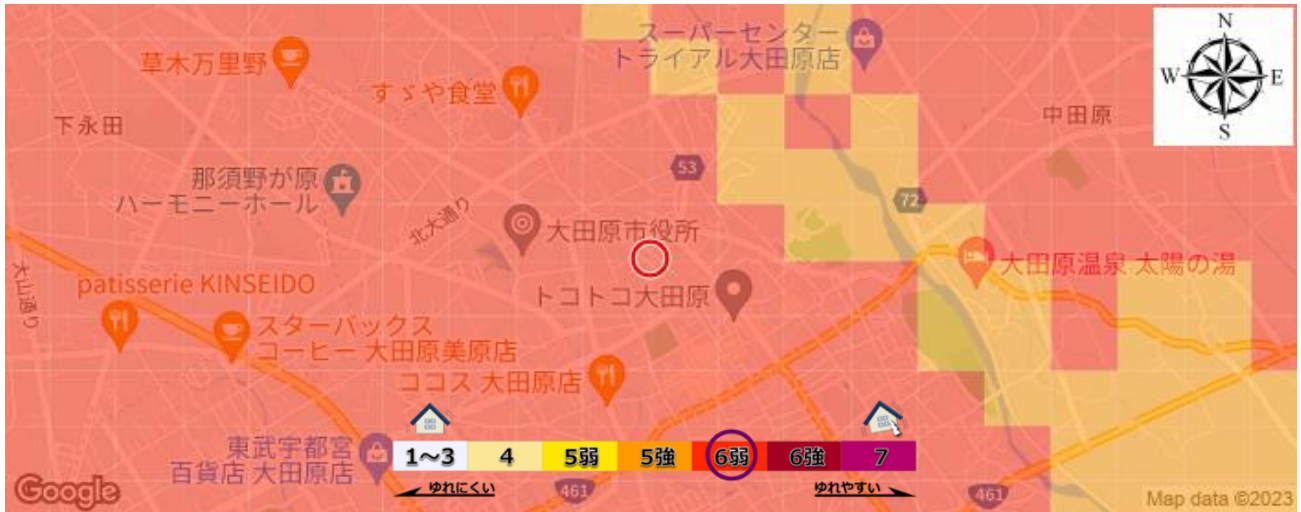
地震発生時のゆれやすさ

想定される地震を震度階の大きい順に上位3つ示します。

1

関谷断層

で地震発生時の予測最大震度は **震度 6 弱** です



<上記地震について>

関谷断層の活動により発生が予想される地震です。

耐震性の低い建物で、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなります。

2

白河西方断層帯

震度 5 強

3

棚倉破碎帯西縁断層

震度 5 弱



解説

- ・「ゆれやすさ」とは、地震による地表面のゆれやすさを示します。一般的に、同じ地震でも平野や川に沿った地域、人工的に土を盛った造成地など、地表面（表層地盤）が軟らかい場所は、固いところよりも揺れやすい傾向にあります。
- ・表層地番データを基にゆれやすさを計算しています。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典>

地震発生時のゆれやすさ(2021)/国際航業(株)

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する表層地盤データ等を用いて「距離減衰式kanno et al(2006)」、「計測震度算出式 Morikawa and Fujiwar(2013)」の文献等を参考に国際航業(株)が独自に解析し作成したものです。

最も近い活断層を3つ示します。

最も近くの活断層までは 約

15km

です。



NO	断層名称	対象地点と活断層の距離関係		地震の規模 (マグニチュード)	
①	関谷断層	約	15km	M	6.9
②	白河西方断層帯	約	29km	M	6.9
③	棚倉破砕帯西縁断層	約	38km	M	7.0

解説

- ・地震は、断層が動くことによって起こります。活断層とは、くり返し活動し、将来も活動する可能性が高い断層です。活断層の近くでは、地震の規模が小さくても震源が浅く、被害が大きくなる可能性があります。なお、活断層の活動周期は断層によって異なりますが、千年～数千年程度の間隔のものもあれば、1万年程度の間隔のものも存在します。
- ・活断層は、地震調査研究推進本部により活動性が高く、社会的、経済的に大きな影響を与えるような地震を起こすと考えられる「主要活断層帯」とそれ以外の「その他活断層」に分類されています。本サービスでは、出典元に基づき「主要活断層帯」を赤色、「その他活断層」を黒色で表示しています。また、地表面に対して垂直に分布する断層は「線」で、斜めに分布する断層は、断層の地下部分を地表面に投影した「面」で表示し、地表面に近い部分を太線で表現しています。
- ・地震調査研究推進本部は、近畿地方から九州地方に位置する中央構造線断層帯において、2種類の断層の位置や傾斜のモデルが存在する可能性があるという見解を示しています。
- ・対象地点と断層線の距離を平面図上で計測しています。
- ・地形や地盤によっては、遠くの活断層の影響を受ける事が考えられます。



注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 活断層(2021)/国際航業(株)

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する主要活断層帯, その他の活断層から国際航業(株)が編集・加工した情報です。

3

液状化の可能性

液状化の可能性を5段階で示します。

総合判定

液状化の可能性はありません。



※地盤の性質に加え地震動を考慮し表層地盤データを基に液状化の可能性を計算しています。

液状化の可能性がない

液状化の可能性が低い

液状化の可能性がある

液状化の可能性が高い

液状化の可能性がとて高い

地盤の性質

本地域は、地盤は良好で、地盤の性質としては液状化発生の可能性はない地形です。
 なお、地震動の影響を考慮した場合、液状化の可能性は地盤による可能性とは異なる場合があります。

解説

・液状化は、地震のゆれで地面が液体状になる現象です。その結果、建物や道路などが沈下したり傾いたりするため、ライフラインへ影響を及ぼします。液状化の発生は地盤の他にも、地下水位の状況等の要素によっても左右されますが、本レポートの液状化の可能性データは地盤、および地震動の影響を加味して作成されています。地震力により液状化が発生しないという地域でも、液状化の起こりやすい地盤の場合は、液状化が発生する場合があります。



注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります、また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 液状化の可能性(2021)/国際航業(株)
 ※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する表層地盤データ等を用いて「地形分類情報を活用した液状化発生危険度の予測（小荒井ら(2013)」の文献等を参考に国際航業(株)が独自に解析・判定し作成した情報です。

4

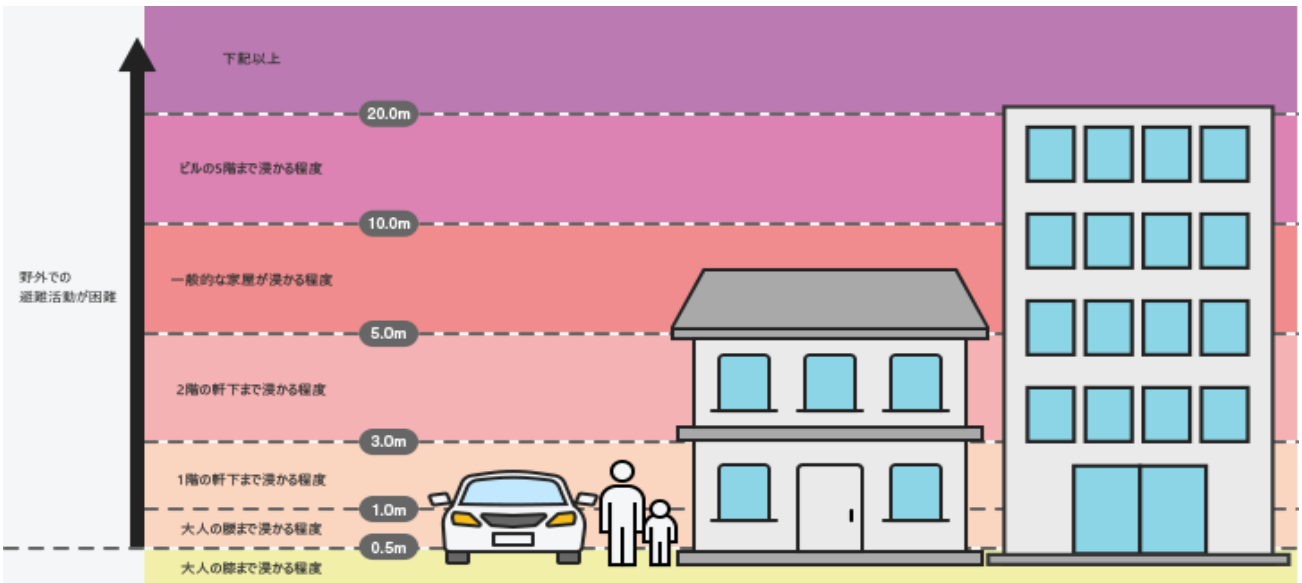
津波浸水深（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震が起きた際の津波による浸水結果について示します。

想定される浸水深は

-

です。



解説

- ・本コンテンツでは南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府)で作成された陸域における津波浸水深データを加工し、南海トラフにおける最大クラスの津波による浸水結果を表示しています。浸水結果は発生した過去の地震やフィリピン海プレートの構造等に関する特徴などの、現時点の科学的知見に基づいたあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した結果です。
- ・津波浸水域のシミュレーション範囲は、宮城県南部から鹿児島県までの太平洋沿岸、瀬戸内海沿岸、長崎県・熊本県・鹿児島県の東シナ海側、沖縄県、伊豆・小笠原諸島です。結果が「- (ハイフン)」の場合、データが登録されていないか、シミュレーション対象区域外(浸水が想定されない区域)のため、地図上で色塗りがされません。
- ・想定している地震規模は最大でMw9.1です。また、浸水深データは10m×10mのメッシュ単位で表示しています。
- ・現時点での科学的知見をもとにした最大規模の想定となっていますが、今後の知見が進むことで想定最大規模が見直される可能性があります。
- ・なお、堤防等の設定が現地と齟齬がある場合には、結果が変わることもあり得ます。
- ・支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

＜出典＞ 津波浸水深（南海トラフ巨大地震）／国際航業(株)

※内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成24年8月29日）を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

シリアルNo. 20230203145225266764

5

浸水の可能性（標高）

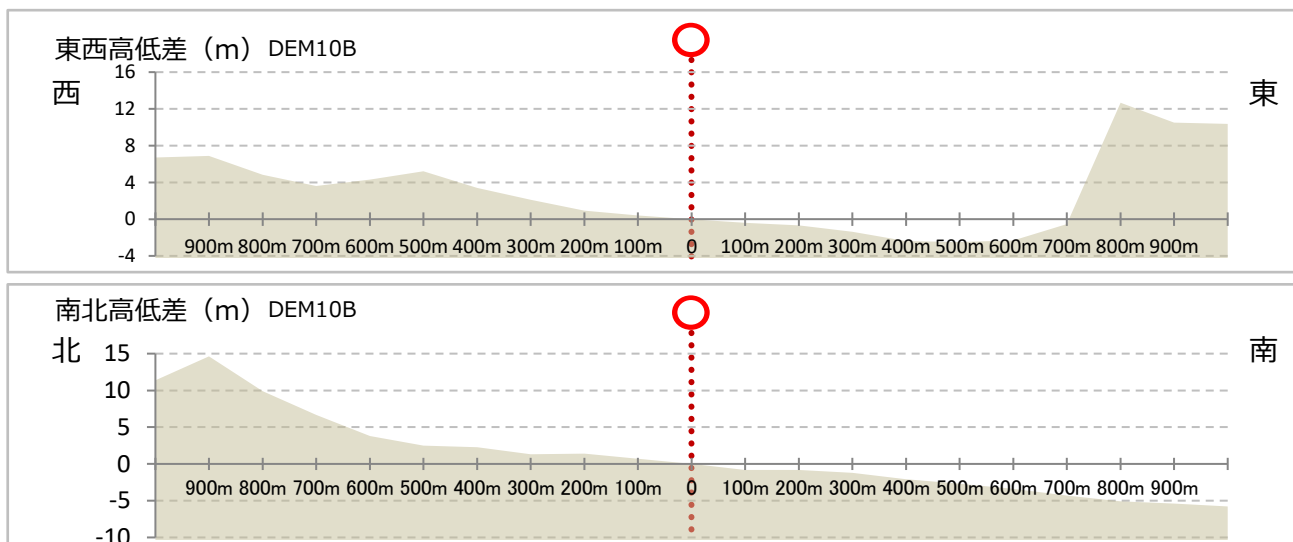
周囲との高低差を9段階で示します。

標高は 約 **213.4m** です。 低位地帯ではありません。

下記の地図画像は10mメッシュデータを元に作成しています。



対象地点を中心に東西断面、南北断面の高低差を示します。



解説

- ・周辺の土地より標高が低いと、水が集まりやすく、水はけが悪くなります。
- ・低位地帯は、周辺よりも土地の標高が低く凹んだ場所にあたります。この様な場所は水が集まりやすく、内水氾濫などの浸水が想定される地域です。
- ・浸水の可能性として雨の降り方や土地利用形態、下水道等排水施設の排水能力や整備状況などの影響を受けることが考えられます。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります、また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 基盤地図情報(数値標高モデル) 5mメッシュデータ,10mメッシュデータ(2022)/国土地理院

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。(承認番号 平29情使、第735号)

DEM5A:5mメッシュ(航空レーザ測量),DEM5B:5mメッシュ(写真測量),DEM5C:5mメッシュ(写真測量),DEM10B:10mメッシュ(地形図等高線)

国土数値情報(低位地帯)(2015)/国土交通省

洪水によって想定される浸水区域と深さについて示します。

想定される想定最大規模の浸水深は — です。

想定される計画規模の浸水深は — です。

洪水浸水想定区域（想定最大規模）

洪水浸水想定区域（計画規模）



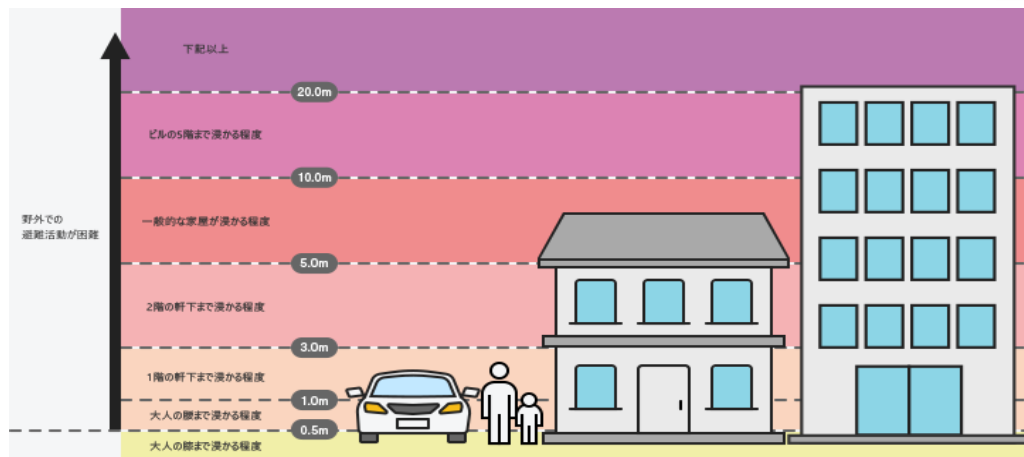
凡例

想定最大規模

- 浸水深 20.0m 以上
- 浸水深 10.0m 以上 20.0m 未満
- 浸水深 5.0m 以上 10.0m 未満
- 浸水深 3.0m 以上 5.0m 未満
- 浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満
- 浸水深 0.5m 未満

計画規模

- 浸水深 5.0m 以上
- 浸水深 2.0m 以上 5.0m 未満
- 浸水深 1.0m 以上 2.0m 未満
- 浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満
- 浸水深 0.5m 未満



解説

- ・浸水想定区域は、河川管理者（国・都道府県ほか）が指定した洪水予報河川や水位周知河川において、降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域と想定される浸水の深さを表しています。
- ・平成27年に行われた水防法の改正において、浸水想定区域を計算する際に扱う降雨の量を「計画規模降雨」から「想定最大規模降雨」に見直すことが公表されました。現時点では「想定最大規模降雨」を用いた浸水想定区域は全国で作成されていない為、本レポートでは併記して表示するものとします。
- ・「計画規模降雨」とは河川法が定める「比較的発生頻度の高い降雨」を元に設定されたものです。
- ・「想定最大規模降雨」とは国土省が地域ごとに定めている「過去に観測された最大の降雨量」を元に設定されたものです。
- ・「計画規模降雨」と比べて、発生頻度が極めて低い降雨ですが、実際に発生する可能性はあります。
- ・結果が「-（ハイフン）」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外（浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域）のため、地図上で色塗りがされません。色塗りがされていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- ・支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 浸水の可能性(2011)/国際航業(株)、洪水浸水想定区域(2022,2022)/国際航業(株)

※「浸水想定区域、洪水浸水想定区域/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている区域について示します。

対象地点は

-

に指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域



凡例



家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）



家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）】

氾濫した洪水の流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域



【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊する恐れのある区域



解説

- 平成27年9月関東・東北豪雨において、堤防決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことや多数の孤立者が発生したことを踏まえ、「想定し得る最大規模の降雨」による堤防決壊で、家屋の倒壊・流失をもたらすような氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を家屋倒壊等氾濫想定区域として公表しています。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算しています。
- 頑強な高層のビルがある場合には、倒壊等の恐れは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にはならない場合もあります。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域を推算しています。
- 過去の洪水時に発生した河岸浸食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような洪水時の河岸浸食幅を河岸高（堤内地盤高※と平均河床高の差）や川幅等から推算しています。
- ※堤内地盤高：堤内とは堤防により洪水氾濫から守られる住居や農地のある側のことで、堤内地盤高は堤防に隣接する堤内の土地の地盤高を指します。
- 結果が「-（ハイフン）」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外（浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域）のため、地図上で色塗りがされません。色塗りがされていない区域においても家屋倒壊が発生する場合があります。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠とししないでください。

＜出典＞ 家屋倒壊等氾濫想定区域(2022,2022)/国際航業(株)

※「洪水浸水想定区域/国土交通省」を元に、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

土砂災害の可能性がある区域について示します。

土砂災害警戒区域 : -
土砂災害特別警戒区域 : -



凡例

警戒区域

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり
- がけ崩れ（指定前）
- 土石流（指定前）
- 地すべり（指定前）

特別警戒区域

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり
- がけ崩れ（指定前）
- 土石流（指定前）
- 地すべり（指定前）

【がけ崩れ】



降雨時に地中にしみこんだ水分によって不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象です。

【土石流】



山腹・谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。

【地すべり】



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。

解説

- ・台風や前線などにより、強い雨が降ったり、長い期間雨が降り続いたりすると、土砂災害が発生するおそれがあります。土砂災害には「がけ崩れ」、「土石流」、「地すべり」の3つの現象があります。がけ崩れや地すべりは地震により発生することもあります。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害の危険性がある地域について定められた条件に適合するか調査した結果から指定されたものです。実際の土砂災害の発生や被害の範囲を示すもの、証明するものではありません。また、指定された区域以外の範囲でも土砂災害が発生する可能性や、想定以上の土砂災害が発生することがあります。
- ・一部の区域では特別警戒区域の指定のみを先行して行っている場合があり、警戒区域のみ今後追加で指定される可能性もあります。
- ・土砂災害警戒・特別警戒区域のうち、「（指定前）」と記載のある地域は土砂災害防止法に基づく基礎調査のみ済んだ箇所を示しております。「（指定前）」の記載の無い地域は基礎調査後に行われる詳細確認を経て、土砂災害警戒・特別警戒区域として指定された地域です。
- ・結果が「-（ハイフン）」の場合、データ元にデータが登録されていない可能性があります。よって、対象区域外においても土砂災害が発生する可能性があります。

注意

- ・警戒区域・特別警戒区域の指定は、随時、追加指定、区域変更、指定解除等の更新があります。最新の情報は各都道府県にお問い合わせください。
- ・警戒区域・特別警戒区域のデータは 1/25,000 レベルの精度で作成されており、あくまでもおおよその位置を確認するもので、現行のものとの誤差があります。
- ・本データはデータ作成に伴う誤差を含んでいます。制限行為等の発生する指定地範囲の詳細な情報については、各都道府県にお問い合わせください。
- ・宅地建物取引第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

＜出典＞ 土砂災害警戒区域(2022)/国際航業(株)

- ・国土数値情報（土砂災害警戒区域）2022年度データなどを使用して国際航業（株）が編集・加工したものです。
- ・国土数値情報（土砂災害警戒区域）2022年度データ ・岡山県：国土数値情報（土砂災害警戒区域）2021年度データ
- ・岐阜県：このデータは次の著作物を改変して利用しています。（土砂災害警戒区域（イエローゾーン・レッドゾーン）GISデータ、岐阜県、CC BY 2.0）
- ・京都府：このデータは次の著作物を改変して利用しています。（土砂災害警戒区域指定後、京都府、CC BY 4.0）

災害レッドゾーンに指定されている可能性が高い区域について示します。

災害危険区域	:-
急傾斜地崩壊危険区域	:-
地すべり防止区域	:-

災害危険区域



地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域



凡例

災害危険区域

水害(河川)	水害(海)	水害(河川・海)	急傾斜地崩壊等
--------	-------	----------	---------

地すべり等	火山被害	その他	公開不可
-------	------	-----	------

地すべり防止区域

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域	公開不可
------------	------

解説

- ・災害ハザードエリアは、被災の恐れが大きい区域で、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」の2つに分けられます。
- ・災害レッドゾーンは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の他、前項で示した土砂災害特別警戒区域を含めた4つが該当します。
- ・災害レッドゾーンに指定される区域では、都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発が原則禁止されています。
- ・災害危険区域は建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度です。
- ・地すべり防止区域は、地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域です。
- ・急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第3条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。
- ・対象地点が災害危険区域など区域に重なっている場合であっても「～に指定されている可能性が高い」という表記方法としています。
- 本GISデータは概ねの位置を示すもので指定区域の指定の根拠としては利用できません。詳細は各県の担当事務所にお問い合わせ頂く必要があります。
- ・結果が「指定されている可能性が高い」の場合、対象地点における開発行為は原則禁止されている可能性があります。
- また、結果が「-（ハイ）」の場合、災害ハザードエリア対象外若しくは、データが公開されていない可能性があります。
- ・利用するデータがポイントデータの場合は、ポイントを中心とした半径100m程度の円データを作成し表示しています。
- また、利用するデータの区域が○印（概ねの位置）で示されている場合もあります。

注意

- ・本データはデータ作成に伴う誤差を含んでいます。また、区域の形状は概略である場合があります。
- ・実際に告示している区域の位置等の詳細な情報については各都道府県へお問い合わせください。

＜出典＞ 地すべり防止区域(2022)/国際航業(株) 急傾斜地崩壊危険区域(2022)/国際航業(株)
国土数値情報(災害危険区域)(2022)/国土交通省

地すべり防止区域は「国土数値情報(地すべり防止区域データ)/国土交通省」をもとに、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

急傾斜地崩壊危険区域は「国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域データ)/国土交通省」をもとに、国際航業(株)が編集・加工した情報です。

周辺の避難場所、避難所などを示します。



No	拠点種別	対象の災害種別	避難場所	徒歩距離
①	指定緊急避難場所	地震/火災/風水害/土砂災害	中央多目的公園	543 m
②	指定緊急避難場所	地震/火災/風水害/土砂災害	大田原市民体育館、武道館	602 m
③	指定緊急避難場所	地震/火災/風水害/土砂災害	大田原高等学校	866 m

No	拠点種別	対象の災害種別	避難所	徒歩距離
①	指定避難所	地震/火災/風水害/土砂災害	大田原市民体育館、武道館	602 m
②	指定避難所	地震/火災/風水害/土砂災害	大田原高等学校	866 m
③	指定避難所	地震/火災/風水害/土砂災害	紫塚小学校	970 m

解説

- ・避難場所の区分は①指定緊急避難場所：「自治体が指定した避難場所。一時避難場所などで呼称されている施設を含む。」②広域避難場所：「自治体が指定した大人数収容できる避難場所。地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所を指す。」③その他：「①、②以外の避難場所」と定義されます。
- ・避難所の区分は①指定避難所：「自治体が居住者・被災住民等を一時的に滞在させるために指定する施設。」②福祉避難所：「避難所のうち高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者等を滞在させることが想定された施設。」③その他：「①、②以外の施設」と定義されます。
- ・災害名称が括弧で囲まれている場合には、その避難所は該当の災害時に利用できないことを示します。

注意

- ・「対象の災害種別」に「災害種別の指定がありません」と出力される場合は、自治体が個別の災害利用可否の指定をしていないものです。詳細な情報については市区町村が公表しているハザードマップなどをご確認ください。
- ・システムで自動的に処理しているため、実態とは異なる場合があります。

<出典> PAREF-Hazard(2021)/国際航業(株)

シリアルNo. 20230203145225266764

対象地点から半径約1km範囲内の土壌汚染の指定区域の有無を示します。

土壌汚染対策法の **指定区域はありません。**



対象地点から近い順に3つ公開しています。

● : 要措置区域 ● : 形質変更時要届出区域

凡例	区域種別	指定年月日	所在（地番）	面積(m ²)

形質変更時要届出区域	土壌汚染の人への摂取経路が無く、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去などの措置が不要な区域のことを言います。
要措置区域	土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことを言います。

解説

- ・土壌汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準に適合せず、土壌の汚染があると認められた土地については、県知事または市長（以下「県知事等」といいます。）が「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定し、公示します。県知事等はこの指定された区域を台帳として整備する事となっており、この台帳は所管窓口で閲覧する事ができます。
- ・位置が地番レベルで特定できない場合は、丁目区域の中心付近に▲で表示しています。丁目レベルでも特定できない場合は地図には表示していません。

注意

- ・周辺に指定区域がないからといって土壌汚染が過去から現在に至るまで存在しない事を示すものではありません。
- ・収録されている指定情報は、データ作成時点で各自治体のホームページに所在が記載されているものに限り、その後指定解除または新たに指定されている可能性もあります。
- ・地図上の位置は、公表されている所在（地番）（複数の所在にまたがる場合は、そのうちの一つの所在）の情報から特定できるおおよその位置です。実際の汚染区域は、指定された区域の中に点在したり、広がりを持つため、地図上の位置は汚染区域の中心を表しているわけではありません。
- ・取引等にあたっては所管窓口で最新の情報をご確認ください。下記ホームページでは各地域の所管窓口を確認することができます。
参考）土壌汚染対策法に係る行政窓口情報 <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>

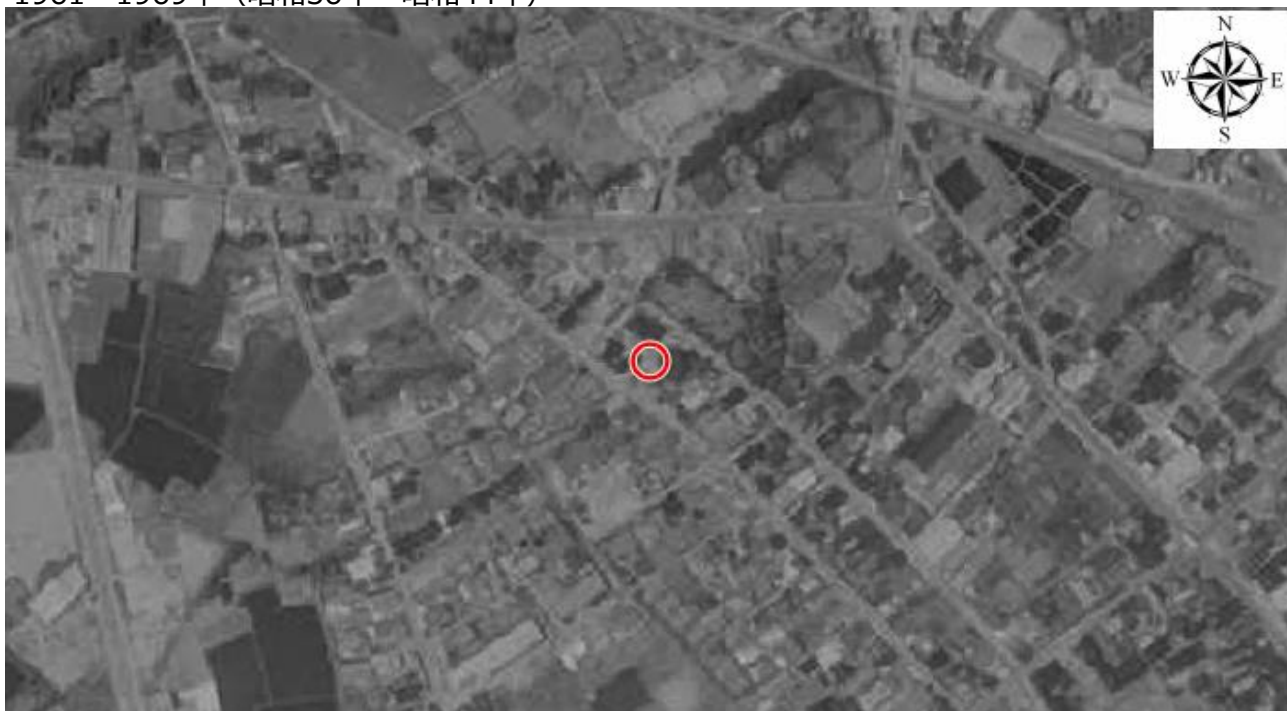
<出典> 土壌汚染の可能性(2022)/国際航業㈱

※環境省が公表する土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(2022年10月6日閲覧)を元に国際航業㈱が編集・加工した情報です。

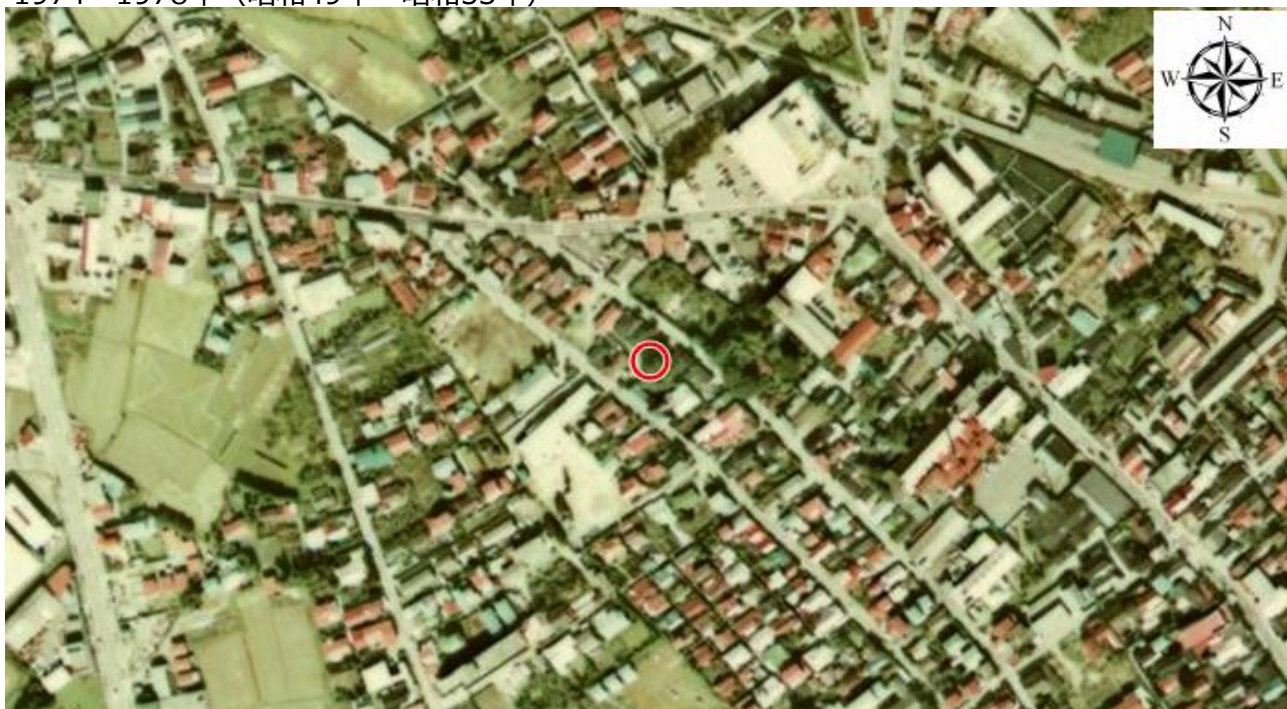
過去の航空写真を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壤汚染が発生している可能性があります。
水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が高くなります。

1961～1969年（昭和36年～昭和44年）



1974～1978年（昭和49年～昭和53年）



土地調査レポート

レポート提供 / **アットホーム株式会社**

データ提供 /  **国際航業株式会社**

本資料の無断転載・複製・配布を禁止します。